

平成 19 年 9 月 26 日

各 位

会社名	株 式 会 社 ク イ ン ラ ン ド
代表者名	代表取締役 岩田昌之
(コード番号)	2732 大証ヘラクレス)
問合わせ先	取締役執行役員 CFO・経理財務部長 小林 勝彦
電話番号	078(858)5730

平成 19 年 6 月期 計算書類に対する監査意見不表明及び有価証券報告書提出遅延等のお知らせ

1. 背景および概要

当社は、当社が推進しております事業再編にともなう支出などから二期連続での赤字を計上したことなどを要因といたしまして、平成 19 年 6 月期末において債務超過の状態となっていることから、連結計算書類及び計算書類に「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」の注記を記載しております。

(ご参考)継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況〔連結〕

当社グループは、当連結会計年度において 4,626 百万円の営業損失を計上し、また前連結会計年度に引き続き、当連結会計年度において 10,142 百万円の当期純損失を計上した結果、2,949 百万円の債務超過となっております。また、財政状態が著しく悪化したことに伴い、金融機関からの借入について借り換えの合意がなされず、早期の債務返済が困難な状況となっております。

これらの状況により、当社グループは継続企業の前提に重要な疑義が存在しております。

当社グループは当該状況を解消すべく、平成 19 年 3 月に特定調停の申し立てを行いました。右申し立ての趣旨は、金融機関を債権者とする短期・長期借入金について、最終期限を平成 22 年 6 月 30 日とする新たな弁済計画に基づき資産売却資金及び利益金により定期金弁済をしていくという借入金のリスケジュールであります。当社グループといたしましては、本特定調停の成立によって、財務制限条項に抵触しておりますシンジケートローン契約(平成 19 年 6 月 30 日現在実行額:5,000 百万円)を含む金銭消費貸借契約を健全な状態の長期借入金に変更することが可能となりますので、その成立に全力を尽くす方針であります。

また、FrameFreeHoldings社からの海外ロイヤリティについて、平成 19 年 9 月中に 1,800 百万円を当社へ支払う旨を確約する書面を受領しております。

さらに、当連結会計年度に陥りました債務超過状態を早期に解消するため、純資産増強の実現に向けた施策を投資家との間で協議中であり、協議が整い次第実行したいと考えております。

また、当社グループの核であるDMES事業に徹底して経営資源を集中することにより収益性の向上に取り組んでおります。採算管理を徹底し、赤字案件の整理を行うなど、確実に利益の見込めるプロジェクトへの集中とそれによる生産性の向上を行っております。今後さらにそれを徹底することで安定的な収入を確保し財務体質の改善を進めてまいり所存であります。

連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結計算書類には反映しておりません。

企業の連結計算書類及び計算書類(会社法規定)や連結財務諸表等及び財務諸表等(証券取引法規定)は、継続企業であることを前提として作成されます。当社の連結計算書類及び計算書類や連結財務諸表等及び財務諸表等につ

いても、継続企業であることを前提として作成されておりますが、上記に記載のとおり、当社の継続企業の前提は特定調停の成立、FrameFree Holdings 社からの海外ロイヤリティ入金等に依拠しております。

しかしながら、FrameFree Holdings 社からの海外ロイヤリティについて、確約されておりました平成 19 年 9 月 25 日の入金が先方の手続き上の問題により実現しなかったことから、当社の会計監査人でありますアクティブ監査法人は、当社の継続企業の前提が実現されることについて、適正な監査意見を表明するための合理的な基礎を得ることが出来ないと判断いたしました。これにより、同監査法人は、当社の平成 19 年 6 月期有価証券報告書に記載される予定の『連結および個別財務諸表に対する監査意見』について不表明とする旨の判断をするとともに、当社の第 12 期定時株主総会の招集通知に付される連結計算書類及び計算書類についても不表明とする旨の判断をいたしました。なお、平成 19 年 9 月 12 日に発送いたしました第 12 期定時株主総会の招集通知は、会社計算規則第 158 条第 3 項の規定に基づき作成の上、発送したものであります。

2. 監査報告書の記載内容

受領した監査報告書に記載された内容は以下のとおりであります。〔連結〕(ご参考)

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、株式会社クインランドの平成 18 年 7 月 1 日から平成 19 年 6 月 30 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にある。

当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。

記

連結注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において 10,142 百万円の当期純損失を計上し、2,949 百万円の債務超過となった結果、シンジケートローン契約の財務制限条項に抵触することとなり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。会社は当該状況を解消すべく、平成 19 年 3 月に特定調停の申し立てを行った。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。しかしながら、経営計画の実行は、平成 19 年 9 月 25 日付で FrameFree Holdings 社から 1,800 百万円の入金がなされ、これを受けて特定調停が成立することを前提としているが、平成 19 年 9 月 26 日現在で FrameFree Holdings 社からの 1,800 百万円の入金がなされていないため、本計画の将来の帰結を予測しえない。このため、継続企業を前提として作成されている上記の連結計算書類に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、上記事項の連結計算書類に与える重要性に鑑み、株式会社クインランド及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況についての意見を表明しない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

3. 第 12 期定時株主総会における決議事項の変更について

当社におきましては、計算書類における監査法人の適正意見を前提といたしまして、計算書類については第 12 期定時株主総会の報告事項としておりましたが、このたびの計算書類における監査意見の不表明に伴い、株主総会におい

て計算書類の承認を得ることが必要となりました。

また、招集通知記載の第1号議案(資本準備金の額の減少及び剰余金処分の件)、第2号議案(取締役2名選任の件)、及び第3号議案(監査役3名選任の件)につきましては、当社の計算書類の内容に直結、または当社の計算書類の内容に基づく極めて重要な意思決定事項であることから、計算書類の承認を経ずして決議することは適当でないと判断いたしました。

従いまして、平成19年9月27日開催予定の第12期定時株主総会におきましては、「第12期定時株主総会の延会」のみを決議いたしまして、事業報告、連結計算書類及びこれに対する監査結果報告、計算書類の承認並びに当初付議する予定でありました3つの議案について、当該継続会に付議することとする予定です。

4. 平成19年6月期有価証券報告書提出の遅延について

当社におきましては、前項に記載の通り株主総会において計算書類の承認決議を経る必要性があることから、平成19年6月期有価証券報告書の提出を継続会後に延期する予定であります。

5. 今後の見通し

平成19年9月26日(水) 当社株式の監理ポスト割当(見込)

平成19年9月27日(木) 第12期定時株主総会(一日目)

(平成19年10月1日(月) 有価証券報告書提出期日)

平成19年10月2日(火) 有価証券報告書提出遅延により監理ポスト割当理由の追加(見込)

平成19年10月25日(木) 第12期定時株主総会(二日目:継続会)

時間:午前10時

場所:兵庫県神戸市東灘区向洋町中6丁目9番地神戸ファッションマート9階

平成19年10月29日(月) 平成19年6月期有価証券報告書提出

なお、上記記載の通り、監査法人から財務諸表に添付される監査意見について不表明とする旨の判断を受けたことにより、当社株式は大阪証券取引所へラクレス市場の上場関係規則に則り、本日付で監理ポストに割当てられる見込みであります。また、平成19年10月2日には有価証券報告書の提出遅延により、監理ポストへの割当理由が追加される見通しです。

当社におきましては、引き続きFrameFree Holdings社からの海外ロイヤリティの入金について尽力することにより、監査法人からの適正意見の獲得及び証券取引所における通常ポストへの復帰を目指してまいります。

本件につきまして、株主様及びお取引先等の関係者の皆様にご迷惑をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。皆様におかれましては、引き続き当社に変わらぬご支援を賜りますよう、何卒宜しく願い申し上げます。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
〔経営管理部 IR室 専用フリーダイヤル〕

0120-616-177

(土日祝祭日を除く10:00~19:00)

上記の時間帯以外は、078-858-5730(代)までお願いいたします。